

財政健全化条例骨子（案）に対する質問への回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 計画的な財政運営として、中長期の財政収支の見通し、総合計画および個別計画との整合性、公共施設整備への影響、費用対効果の公表の4つの視点ということでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 2 | 計画的な財政運営において、財源配分は触れないのでしょうか。つまり新たな行政需要を的確に捕捉するとともに、人口動態、社会経済環境の変化等を踏まえた重要性および緊急性のある施策に対して、重点的に財源の配分を行わなければならないといった視点はないのでしょうか。 | 財源配分については、財政運営計画と、それに基づく政策形成過程において、決定していくことになると思います。 |
| 3 | 中長期的な財政収支の見通しは公表しますでしょうか。例えば、財政運営の指標として当該計画期間内の(1)一般会計の収支見通し、(2)基金の残高見込額、(3)市債の残高見込額、(4)財政運営の状況を示す指標の見込値などの公表も条例として考えてますでしょうか。 | 財政運営計画を公表することと条例で規定しますので、その中で各項目について示すことになると思います。 |
| 4 | 括弧書きで補助金等の見直しとしていますが、条例にはどのような形で標記しますでしょうか。たとえば、補助金、負担金又は交付金について、補助の必要性及び有効性並びに補助金額等の適正化の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行わなければならないという標記でしょうか。 | 補助金見直しの手法については、直接条例で規定はしない考えです。実際の事業検証の中で取り扱いについて決定していくことになると思います。 |
| 5 | 公共施設整備による後年度の財政運営への影響としていますが、具体的にはどのように考えていますでしょうか。たとえば当該整備では、人口動態、施設の需要予測、財政状況等を総合的に勘案した上で、資産の計画的かつ効率的な管理なども重要かと思いますが、この点は条例に盛り込みますでしょうか。 | 後年度への財政運営への具体的内容まで踏み込んで条例へ規定する考えはありません。 |
| 6 | 公共施設整備には、受益に応じた適正な負担を求められており、使用料、手数料、負担金等の定期的な見直しなども条例に含む市町がありますが、本市でも検討していますでしょうか。 | 使用料等の受益者負担の見直しについて、規律ある財政運営の中で規定する考えです。 |
| 7 | 近年の行政サービスの提供には、効率かつ公平な財政運営が求められ民間事業の活用も多く検討されています。そのような動向を踏まえ、国、都道府県及び市町村の適切な役割分担の確保、市以外の民間事業者も含めた共同事業への適切な役割・費用分担等が財政健全化条例で他市でも含まれますが、本市ではこの点は触れないのでしょうか。 | 事業見直しの手法については、事業を検証する中で議論していくと考えますので、条例の中では、規定しない考えです。 |
| 8 | 世代間の負担の公平性を担保するために、規律ある財政運営においては、基金（財政基金および減債基金）、債務（市債）、使用料の3つの項目で考えていると受けとめてよいのでしょうか。本理念では最初に、歳入・歳出から財政運営の規律には触れないのでしょうか。つまり、当初予算の編成に先立ち、翌年度から一年を下らない期間に係る歳入及び歳出の概算額の試算・公表は取り上げないのでしょうか。 | 財政運営計画において、翌年度以降の歳入・歳出の見通しについて公表する考えです。 |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 9 | <p>積立および繰入と示していますが、積立と並列に示しています。繰入はどのように解釈したらよろしいでしょうか。積立との関係からお教えてください。</p> | <p>ここでいう繰入とは、基金の取崩しを意味しています。財政収支不足の補てんとして、財政基金及び減債基金からの繰入を行う場合、その理由を明らかにすることとしています。</p> |
| 10 | <p>負債に市債以外に、債務負担行為、債務保証、損失補償その他将来にわたって金銭を負担することが予定される債務なども、将来世代の負担に繋がる可能性があります。その点を踏まえ、本市では市債の発行のみをとり上げているのはなぜでしょうか。</p> | <p>市債の発行は、後年度の公債費の負担増に直接つながることから、後年度負担への意識をより強く持つ必要があると考えます。一方、債務保証や損失補償は、現金の支出を決定するものではないので、必ずしも負担増につながるものではないと考えます。条例では、市の財政運営への影響が強い部分について留意する規定としています。</p> |
| 11 | <p>本骨子案でいう市債の発行における留意の趣旨をお教えてください。市債の発行を取り上げるのであれば、市債を財源として実施する事業の必要性について精査するとともに、多くの市では市債の元利償還に係る負担の増加が問題になっております。このとき、市債負担の増加には、公営企業会計への一般会計からの繰出金に係る地方財政措置が論点となります。この点を触れているのでしょうか。こちらは地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条ただし書規定と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)をご確認ください。当該法において、本来ならば元利償還に係る経費が普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される地方債以外の市債を発行することができるのは、収入の確保及び支出の抑制の取組を行った上で、なお一般財源の額に不足が生じ、当該不足額に充てるためにやむを得ない場合に限るとしています。このやむを得ない場合であるかの確認を、財政健全化で取り上げる他市の条例がございます。しかしながら、このたびの骨子案ではそこまで読み取ることが難しいです。ですので、本骨子案でいう留意の趣旨をお教えてください。</p> | <p>留意の具体的な内容は、後年度の財政運営への影響として、例えば、実質公債費比率への影響等を考えることになると考えます。公営企業会計への繰出金についても、実質公債費比率に影響すると考えます。なお、他の法令で規定されている事柄については、当然遵守すべきものとして、条例では改めて規定しない考えです。</p> |
| 12 | <p>使用料等については、前述の基本理念の公共施設の整備とは併せて考えていますでしょうか。このときの等は何を意味していますでしょうか。</p> | <p>この場合の等は、他の受益者負担金である、手数料や分担金等をイメージしています。</p> |
| 13 | <p>財政情報の公表を示し、その内容には法令で定める以外も公開するとし、財政運営計画、決算情報(財務書類)、予算の概要をメモ書きで上げています。具体的にはどのように標記するのでしょうか。たとえば定型の例としましては、毎年度の貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務諸表を用い、区分には普通会計に係る財務諸表と普通会計、公営事業会計、市が加入する一部事務組合等を連結した財務諸表になりますでしょうか。</p> | <p>具体的な標記については、条例で定めるか規則に委任するかも含めて検討していますが、貸借対照表などの、統一的な基準に基づく公会計に関する財務書類も公表の対象となると考えています。</p> |
| 14 | <p>法令の定めとは別に基金確保比率と実質公債費比率を上げていますが、ここでいう法令が財政健全化法であれば、実質公債費比率は入っておりますが、ここでいう法令の定めとは何でしょうか。</p> | <p>指標そのものは法令で規定しているものと同一のものを使用しますが、法令の定める基準とは別に、健全基準値を定めるという意味合いで用いています。</p> |
| 15 | <p>東京都や大阪府が導入したような複式簿記的な公会計に変更すべきでは？</p> | <p>財政健全化を達成する手段として、市の会計を複式簿記方式に変更するという考えはありません。</p> |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 16 | <p>経常収支比率や将来負担比率も指標として用いるべきでは？</p> | <p>条例では、財政運営の健全性を図る物差しとして、資金の確保を重視しています。</p> <p>経常収支比率や将来負担比率については、将来的な現金ショートの可能性を示す指標ではありますが、資金の安全性とストレートに結びつかないと考えています。</p> <p>健全な財政運営と、総合計画に基づく行政サービス推進を両立するために、施策推進にブレーキをかけるタイミングを誤らないようするため、財政運営の健全性を的確に表す指標を用いる考えです。</p> |
| 17 | <p>基金残高の考え方に阪神大震災を例にしているが、昨今の豪雨災害にあった市町の負担額はどのくらいなのか？</p> | <p>豪雨災害にあった市町の負担額は不明ですが、大規模災害については災害救助法の適用により、国が費用の多くを負担することになると想定されます。</p> |
| 18 | <p>他都市比較をみると、設定目標が低すぎるのでは？</p> | <p>健全基準値（基金確保比率5%、実質公債費比率15%）は、いわゆる最低基準と考えています。それを満たさない段階で財政の健全性が危うい状況であるという基準です。</p> <p>それに対し、目標値は、状況に応じて財政運営計画で示すこととしているので、財政状況を見据えながら、目標を高く設定していくことも想定しています。</p> |
| 19 | <p>基本理念 について、（趣旨に照らし合わせて）「中長期的な観点から」という文言を、以下の2箇所に入れるのはいかがでしょうか。</p> <p>1箇所目：基本理念 の理念表題の説明部分について 「・・・将来の財政収支見通しに基づき、」と「計画的に行わなければならない。」の間</p> <p>2箇所目：基本理念 の4つ目の「・」について 「・・・基本計画の策定にあわせて」と「検証し、・・・」の間</p> | <p>条文作成において、検討させていただきます。</p> |
| 20 | <p>この条例案は何を参考にして作ったのか。 他市の条例等を参考にしたのか。</p> | <p>他市の条例を参考にしましたが、規定しようとする項目は、健全な財政運営を行うため、必要であると判断した項目となっています。</p> |